

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第204号)

平成14年4月30日

横情審答申第204号

平成14年4月30日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づき
る諮問について（答申）

平成10年8月7日市市情第57号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

横浜市高速鉄道4号線に関する調査報告書3文書の非公開決定に対する審査請求についての諮問

文書1：横浜環状鉄道日吉～センター北間認可設計報告書

文書2：横浜環状鉄道日吉～中山間環境影響調査その2報告書

文書3：横浜環状鉄道日吉～中山間整備に係るバス交通影響度基礎調査報告書

答 申

第1 審査会の結論

横浜市交通事業管理者が、横浜市高速鉄道4号線に関する調査報告書3文書のうち、「横浜環状鉄道日吉～センター北間認可設計報告書」及び「横浜環状鉄道日吉～中山間整備に係るバス交通影響度基礎調査報告書」について、別表に示す部分を非公開とした決定は妥当であるが、その余の部分は公開すべきである。

また、「横浜環状鉄道日吉～中山間環境影響調査その2報告書」について、非公開とした決定は妥当ではなく、全部を公開すべきである。

第2 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「横浜環状鉄道日吉～センター北間認可設計報告書」（以下「文書1」という。）、「横浜環状鉄道日吉～中山間環境影響調査その2報告書」（以下「文書2」という。）及び「横浜環状鉄道日吉～中山間整備に係るバス交通影響度基礎調査報告書」（以下「文書3」という。以下文書1から文書3までを「本件申立各文書」と総称する。）の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市交通事業管理者（以下「実施機関」という。）が、平成10年4月15日付で行った非公開決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

第3 実施機関の非公開理由説明要旨

実施機関は、本件申立各文書のうち、文書1及び文書2については、横浜市公文書の公開等に関する条例（昭和62年12月横浜市条例第52号。以下「旧条例」という。）第9条第1項第5号に該当するため非公開とし、文書3については旧条例第9条第1項第2号及び第6号に該当するため非公開としたものであり、その理由は、次のように要約される。

1 文書1の旧条例第9条第1項第5号該当性について

文書1は、実施機関が横浜市高速鉄道4号線（以下「4号線」という。）日吉～センター北間の路線計画の検討と計画を進める上で、関係機関との協議が必要となることから、それらの協議資料の作成を行った結果を取りまとめたもので、4号線の計画策定段階における検討資料である。

4号線事業は、平成9年5月に鉄道事業免許を取得し、平成10年1月から2月にかけて沿線地域を対象に事業者説明会を実施して計画概要を説明し、地域住民の意見を聴いた上でさらに検討を行い、本件請求のあった当時（平成10年3月）は、都市計画案の作成に向けて関係機関と協議等を行っている状況にあり、行政としての最終的な意思決定に至っていない未確定の段階にあった。

このような段階で文書1を公開すると、未だ行政としての最終的な意思決定に至っていない4号線のルート、駅位置及び構造形式等の基本計画があたかも確定したかのように誤解を与え、混乱を招くおそれがあり、その後の4号線の基本計画に関する審議、検討、調整等を適正かつ効率的に行うことに支障を来すおそれがある。

また、鉄道新線の与える社会的な影響は大きく、利用者の便益のみならず、周辺の地価等を変動させることが多く、土地所有者等が受ける利益、不利益に大きく影響することになりかねないため、鉄道計画は統一的に公表されるべきものである。

2 文書2の旧条例第9条第1項第5号該当性について

文書2は、4号線の計画を進めるため、4号線建設による周辺環境への影響を予測、検討し、横浜市及び神奈川県の関係機関との間で環境影響評価の実施に向けた協議を進めていくための資料である。

本件請求のあった当時は、都市計画案の作成及び環境影響評価の実施に向けて関係機関との協議等を行っている状況にあり、4号線事業が行政としての最終的な意思決定に至っていない未確定の段階にあった。

このような段階で文書2を公開すると、未だ最終的な意思決定に至っていない4号線のルート、駅位置及び構造形式等の基本計画があたかも確定したかのように誤解を与え、混乱を招くおそれがあり、その後の環境影響評価の実施に向けた関係機関との審議、検討、調整等を適正かつ効率的に行うことができなくなる。

3 文書3の旧条例第9条第1項第2号及び第6号該当性について

文書3は、4号線の整備に伴う沿線地域のバス路線に与える影響を調査したもので、将来の鉄道と沿線バス路線との連携を協議・検討していくための資料である。

(1) 旧条例第9条第1項第2号該当性について

文書3における調査は、東急バス株式会社の現状と将来輸送需要等を調査・予測したもので、営業上の情報に該当するから、公開すると同社の事業活動が損なわれる。

(2) 旧条例第9条第1項第6号該当性について

文書3における調査は、東急バス株式会社の理解と協力を得て実施したものであり、公開すると同社との信頼関係が損なわれ、その後の調査に支障が生ずるとともに、4号線に関する同社との調整協議や将来の同種の事務事業に支障が生ずる。

第4 審査請求人の非公開決定に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件申立文書の非公開決定に対

する意見は、次のように要約される。

実施機関及び交通局担当職員は、あきれるほどの「秘密主義」信奉論者である。

個人的にそのようなイデオロギーを持つのは自由であるが、横浜市職員である以上、秘密主義による業務の執行は許されない。実施機関の非公開処分は旧条例に反する違法行為である。

旧条例第9条第1項第5号は、限定的に運用されるべきであり、「行政として最終的な意思決定に至っていない」といった薄弱な理由で非公開処分を乱発することは許されない。実施機関は、裁決で覆されることを予測しつつ、裁決前に都市計画手続を完了させてしまおうとしている。

なお、同項第2号についても、限定的に運用されるべきである。

第5 審査会の判断

1 答申に当たっての適用条例について

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「新条例」という。）が平成12年7月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対する審査請求であるため、当審査会は、新条例附則第6項の規定により、旧条例の規定に基づき本件審査請求を審議することとする。

2 4号線建設事業の経過及び現況について

4号線建設事業（以下「本件鉄道事業」という。）は、横浜市が整備を計画している市営地下鉄事業であり、東急東横線の日吉駅からJR横浜線の中山駅までの約13.1キロメートルを計画区間としている。

本件鉄道事業において横浜市は、平成9年5月23日に第一種鉄道事業免許を取得しており、平成11年2月4日に都市計画案に関する横浜市都市計画審議会の審議及び答申を経た上で、同年9月14日に神奈川県知事に対して都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画決定の申請をしている。

その後、平成11年11月2日には、同知事による都市計画案及び環境影響評価準備書の公告及び縦覧が開始され、平成13年1月12日からの都市計画決定の告示及び環境影響評価書の公告・縦覧を経て、同月30日には都市計画事業認可がされるとともに、実施機関によって一部区間の建設工事が着工されている。

この間、本件請求がされる前の平成10年1月から2月にかけて、本件鉄道事業者（横浜市）による事業者説明会が、また、本件処分があった後の平成10年10月から11月にかけて、横浜市による都市計画の原案に関する説明会が、それぞれ沿線7箇所で開催され、本件鉄道事業の計画概要その他の事項が市民等に公表されていることが認められる。

3 本件申立各文書について

(1) 文書 1 について

- ア 文書 1 は，4 号線を整備するに当たって，実施機関が平成 8 年度に実施した調査・設計等の内容を記録したものであり，工事施工認可（旧運輸省所管。平成11年 1 月 6 日認可）及び都市計画決定（神奈川県知事所管。平成13年 1 月12日決定）を得るための手続や，その後の工事発注に必要な基礎資料とすることを目的とした報告書として，平成 9 年 3 月に作成されたものである。
- イ 文書 1 は，「線路線形設計」，「工法検討報告書」，「本体設計報告書」及び「近接構造物の検討報告書」の 4 項目で構成されており，各項目の主な内容は，概ね次のとおりである。

項 目	内 容
1 線路線形設計	「線形報告書」，「平面座標計算書」及び「縦断線形計算書」で構成されており，日吉～センター北間の駅部及び駅間部について，それぞれの固有の事情から駅位置，測量中心線を設定し，地形条件，地上構造物，地下埋設物，民地への影響，安全性，経済性，施工性，利便性，設計速度の確保等さまざまな観点から，平面線形及び縦断線形を検討した結果が記録されている。
2 工法検討報告書	「検討目的」，「現場状況」及び「工法検討」等で構成されており，施工法，問題点，地盤沈下量の算定，圧密沈下の影響範囲，補助工法（止水工法）の検討等の結果が，多数の図面と共に記録されている。
3 本体設計報告書	設計対象断面 2 箇所を抽出し，設計条件の整理，設計条件の設定，ラーメン計算の実行，構造計算結果の整理，作画，概略数量（コンクリート，鉄筋及び掘削土量）の算出を行った結果が，多数の図面及び計算書と共に記録されている。
4 近接構造物の検討報告	シールドトンネル通過による近接構造物（既設の橋脚，下水管等）への影響を 2 次元 F E M 解析で求め，影響程度の把握，補助工法の必要性等を検討した結果が，多数の図面と共に記録されている。 土質定数の設定及び参考資料が添付されている。

(2) 文書 2 について

- ア 文書 2 は，実施機関が，4 号線の建設による周辺環境への影響を予測，検討し，環境影響評価の実施に向けた資料とするために，平成 8 年度に実施した調査の報告書であり，平成 9 年 3 月に作成されたものである。
- イ 文書 2 は，「調査及び事業計画の概要」，「地域の概況」，「環境影響要素の抽出及び環境項目の選定」，「環境影響評価」及び「類似事例調査」の 5 項目で構成されており，各項目の主な内容は，概ね次のとおりである。

項 目	内 容
1 調査及び事業計画の概要	総括，事業の位置，事業の目的及び計画経緯，事業計画立案に当たっての環境配慮方針及び事業計画の内容に関する情報が記録されている。
2 地域の概況	横浜市全域，港北区，都筑区及び緑区を対象として，気象，地象の状況，水象の状況，植物・動物の状況，人口・産業の状況，

	土地利用の状況，交通・運輸の状況，公共施設等の状況，史跡・文化財の状況，公害苦情の状況及び法令等の状況の11項目について，既存の公的統計資料等に基づき，概況を調査した結果が記録されている。
3 環境影響要素の抽出及び環境項目の選定	横浜市環境影響評価技術指針に基づき，環境影響要素及び各要素ごとに選定された環境項目の一覧と環境項目の選定理由が記録されている。
4 環境影響評価	大気汚染，水質汚濁，騒音，振動，地盤沈下，超低周波音，電波障害，日照障害，廃棄物，水象，動・植物相，地域社会，景観，文化財及び漏洩磁界の15項目について，環境影響評価のための調査を行った結果が記録されている。
5 類似事例調査	騒音・振動及び漏洩磁界について，類似事例を調査した結果が記録されている。

(3) 文書3について

ア 文書3は，実施機関が，4号線を整備するに当たって，沿線の民間バス事業者である東急バス株式会社（以下「本件バス事業者」という。）との協議のための基礎資料とする目的で，平成8年度に実施したバス交通影響度基礎調査の結果を記録した報告書であり，平成8年10月に作成されたものである。

イ 文書3は，「調査の概要」，「バス利用の実態把握」，「将来バス需要予測(推計)」，「横浜環状鉄道整備がバス需要に与える影響の整理」及び「横浜環状鉄道新駅周辺におけるバス交通のあり方の検討」の5項目で構成されており，各項目の主な内容は，概ね次のとおりである。

項 目	内 容
1 調査の概要	調査を実施する背景，調査目的，調査の全体構成及び各調査項目の相互の関係等に関する説明が記録されている。
2 バス利用の実態把握	将来バス需要推計を行うに当たり，その基礎となる利用実態等を把握するために行われたアンケート調査の概要とその結果が記録されている。
3 将来バス需要予測(推計)	将来バス需要予測（推計）の算定方法に関する説明とともに，実際の経路を例示し，経路別人員及び経路別利用割合を算出する方法とその方法により試算した結果が記録されている。
4 横浜環状鉄道整備がバス需要に与える影響の整理	平成15年及び平成27年におけるバス需要予測値を算定するとともに，4号線がバス需要に与える影響を系統別に分析した結果が記録されている。
5 横浜環状鉄道新駅周辺におけるバス交通のあり方の検討	4号線整備に伴うバス需要の変化や鉄道新駅との結節を考慮したバス路線の再編案を提案し，平成15年及び平成27年における状態を想定して，それぞれの問題点を検討した結果が記録されている。

(4) 実施機関は，本件申立各文書について，文書1及び文書2の全部が旧条例第

9条第1項第5号に該当し、文書3の全部が旧条例第9条第1項第2号及び第6号に該当するとして、非公開とする決定を行っているので、以下その妥当性について、各文書ごとに判断する。

4 文書1の旧条例第9条第1項第5号該当性について

(1) 旧条例第9条第1項第5号は、「市の機関内部・・・における・・・検討、調査研究等に関する情報であって、公開することにより、当該検討、調査研究等に支障が生ずると認められるもの」を公開しないことができると規定している。

(2) 本号の規定は、行政内部の審議、検討、調査研究等に関する情報が、最終的な意思決定までの一段階にある場合に、これを公開することによって、当該審議・検討等に支障をきたさないようにする趣旨である。

したがって、本号は、意思形成過程にあると認められる情報のすべてを非公開とするのではなく、公開することによって、市民等に誤解や混乱が生じたり、当該審議、検討等を適正かつ効率的に行うことに支障が生じる場合に限り、本号該当性があると認めることができるものである。

(3) 実施機関は、本件請求のあった当時（平成10年3月）において文書1を公開すると、その時点で未確定であった4号線のルート、駅位置及び構造形式等の基本計画（以下「本件基本計画」という。）が、あたかも確定したかのように誤解を与え、今後の審議検討、調査研究等に支障が生じ、及び特定の者に不当な利益又は不利益を与えるおそれがあったとしている。

(4) 文書1の本号該当性を判断するに当たっては、そこに記録された情報が、本件鉄道事業の進捗過程におけるどの段階の意思形成過程情報であり、公開した場合にどのような支障が生じるのかが明らかでなければならない。

そこで、本件鉄道事業の進捗過程における文書1の作成の意図やその性格について検討すると、文書1は、これに引き続いて基本設計や詳細設計など本件鉄道事業の各段階における設計業務が順次行われていく過程で、最も先立って行われた設計業務であり、直接的には本件鉄道事業に係る横浜市の都市計画案を検討し、策定するための内部検討資料であったと考えられる。

横浜市から神奈川県知事への本件鉄道事業に係る都市計画決定の申請は、平成11年9月14日に行われているが、横浜市ではこれに先立って、平成11年2月4日に開催された横浜市都市計画審議会に同市の都市計画案を諮問し、同日付けで同審議会からの答申を得ていることが認められる。

そうであるとすれば、文書1に記録された情報の都市計画案策定に係る意思形成過程は、同審議会の答申を得た時点で、基本的には終了したものとするのが相当である。

(5) 次に、文書1に記録された各種の情報を、本件請求のあった時点で公開した場合に、実施機関が主張するような支障が生ずると認められるかどうかを個別

に検討する。

ア 本件基本計画に関する情報について

文書1は、4号線の線路、トンネル、高架、駅その他構造物等の設計業務の成果物であるから、文書の全体を通じて、本件基本計画に関する情報が随所に記録されており、計画路線、駅等の施設の位置、地上区間、地下区間の別、各種施設の構造形式等が特定できるものであることが認められる。

他方で、実施機関が、本件請求に先立って平成10年1月から2月にかけて行った事業者説明会では、4号線の計画概要、およそのルート、駅位置、地上区間・地下区間の別、その基本的な構造形式及び車両基地の位置等が沿線住民等に明らかにされており、本件請求のあった時点では、本件基本計画の全部が最終的に確定していないとしても、少なくともその一部は市民等に公表すべき段階にあったと考えることができる。

そうすると、文書1に記録された4号線の計画概要、ルート、駅位置、地上・地下の構造形式等に関する情報は、未だ最終決定がされていないとしても、もはや市民等に公表し、説明すること予定すべき段階にあったと考えられる。また、これら4号線の計画概要、ルート、駅位置、地上・地下の構造形式等に関する情報は、文書1における設計業務の前提条件となる情報であって、設計の成果物そのものではないから、本件請求時において公開しても、そのことによって著しく市民等の混乱を招き、その後の適正かつ効率的な審議、検討等に支障が生じたとは考えられない。

したがって、4号線の計画概要、ルート、駅位置、地上・地下の構造形式等の本件基本計画に関する情報は、本号に該当しない。

イ 各種構造物等の具体的な設計、施工方法等に関する情報について

文書1は、設計業務の成果物という性質から、4号線の建設予定地の自然的、社会経済的な条件を考慮し、工事の安全性、施工性、経済性及び工程等の観点から、専門的かつ具体的な検討を行ったものであると考えられ、4号線の建設工事の施工に当たって必要となる各種の検討事項について、それぞれ設計・施工のための条件や検討すべき項目を設定し、専門的な検討の結果と共に技術的な問題点及びその解決方法に関する考察を示すとともに、多数の設計関係図面や線形計算書、構造計算書等の数値情報が記録されていることが認められる。

これらの情報は、4号線建設に向けて各種構造物等の具体的な設計及び施工方法等に関するものであるから、単にルート等を明らかにする本件基本計画に関する情報とは異なり、一定の期間までは、さらに相当の審議・検討等を要するものであると考えられる。

本件請求のあった当時は、本件鉄道事業に係る横浜市都市計画案が横浜市都市計画審議会で審議される前の段階であったことから、実施機関における4号線建設に向けての各種構造物等に係る具体的な設計、施工方法等に関

する検討は、なお継続中であつたと考えるのが相当であり、このような段階で当該具体的な設計及び施工方法等に関する情報を公開すると、本件鉄道事業の設計及び工法等に関する審議検討に支障をきたすおそれがあつたと認められる。

したがって、文書 1 に記録された情報のうち、4 号線の各種構造物等に係る具体的な設計及び施工方法等に関する情報を記録した部分は、本号に該当する。

ウ 事実関係に関する情報について

文書 1 のうち「2 工法検討報告書」にはトンネル工法等に関する事例や専門的な文献から抜粋した参考資料が添付され、また、「4 近接構造物の検討報告書」には土質定数の設定及び各種の参考資料が添付されており、実施機関が平成 7 年度に実施した建設予定地における土質調査に関する情報や、既存の鉄道路線等における過去の施工事例等に関する情報が記録されている。

これらの情報は、4 号線の具体的な設計・施工に係る情報を記録したのではなく、既に確定した専門的、技術的な事実関係や調査済みである自然的、社会経済的な事実関係に関する情報であるから、それ自体は本件鉄道事業における意思形成の対象となるものではない。

したがって、文書 1 に記録された情報のうち、「2 工法検討報告書」に添付されたトンネル工法等に関する事例や専門的な文献から抜粋した参考資料に記録された情報及び「4 近接構造物の検討報告書」に添付された土質定数の設定及び各種の参考資料に記録された情報は、本号に該当しない。

- (6) 以上のとおり、文書 1 に記録された情報のうち、4 号線の各種構造物等に係る設計・施工の具体的な検討内容に関する情報を記録した部分は本号に該当するが、4 号線の計画概要、ルート、駅位置、地上区間・地下区間の別、その基本的な構造形式等の本件基本計画に関する情報、専門的、技術的な事実関係に関する情報及び自然的、社会経済的な事実関係に関する情報を記録した部分は、本号に該当しない。

なお、文書 1 のうち、本号に該当し、公開しないことができる情報の具体的な部分は、別表 1 に示すとおりである。

5 文書 2 の旧条例第 9 条第 1 項第 5 号該当性について

- (1) 実施機関は、本件請求時において文書 2 を公開すると、そこに記録されている 4 号線のルート、駅位置及び地上区間、地下区間の別、その構造形式等に係る本件基本計画が明らかとなり、未だ確定していない本件基本計画があたかも確定したかのように誤解を与え、混乱を招くおそれがあり、今後の適正かつ効率的な審議、検討等に支障が生ずるおそれがあつたとしている。
- (2) 文書 2 に記録された環境影響調査（以下「本件環境影響調査」という。）は、4 号線の建設に伴う環境影響評価を行うことを目的としたものであり、本件基

本計画の内容を前提とし，4号線の計画路線に沿って調査地点を設定して実施したものである。

このため，文書2には，全体を通じて，本件基本計画に関する情報が随所に記録されており，ルート，駅等の施設の位置，地上区間，地下区間の別，各種施設の構造形式等が推定できるものであることが認められる。

(3) 実施機関は，本件環境影響調査の前提となった本件基本計画が最終的に決定されたものではないことから，文書2の全部について本号の該当性を主張しているが，本件請求に先立って，実施機関が平成10年1月から2月にかけて行った事業者説明会では，4号線の計画概要，おおよそのルート，駅位置，地上・地下の構造及び車両基地の位置等が沿線住民等に明らかにされており，本件請求のあった時点では，本件基本計画の全部が最終的に確定していないとしても，少なくともその概要は公表すべき段階にあったと考えることができる。

(4) 文書2に記録された本件基本計画の内容は，4号線の計画概要，ルート，駅位置，地上・地下の構造形式等に関するものであるから，実施機関が本件請求に先立って既に公表したものと同一ではないとしても，それと概ね同種の情報が，より詳細に記録されたものに相当すると考えられる。

そうすると，文書2に記録された本件基本計画は，未だ最終決定がされていないとしても，もはや市民等に公表し，説明することを予定すべき段階にあったと考えられ，本件請求のあった当時において公開しても，そのことによって著しく市民等の混乱を招き，今後の適正かつ効率的な審議，検討等に支障が生ずるとは考えられない。

(5) また他方で，文書2には，調査の概要，地域の概況及び環境影響評価等に関する情報が記録されている。

これらの情報は，本件環境影響調査の趣旨等に関する説明であるか，又は横浜市全域や特定の行政区など広範な地域を対象として，自然的，社会経済的な観点から，主として既存の公的統計資料等をもとにその概況を解説したもの若しくは本件鉄道事業の建設工事や将来の運行が周辺環境に与える影響についての客観的，科学的な評価の記述であるから，本件請求のあった当時において公開しても，それ自体がその後の本件基本計画の審議検討等に支障を及ぼしたとは考えられない。

(6) したがって，文書2に記録された情報は，本件請求があった時点において，既に本号に該当しない。

なお，文書2については，平成11年11月2日に，神奈川県知事による環境影響評価準備書の公告・縦覧が行われた後に，実施機関によってその全部が公開されているものである。

6 文書3の旧条例第9条第1項第2号及び第6号該当性について

(1) 旧条例第9条第1項第2号の該当性について

旧条例第9条第1項第2号本文では、「法人（国又は地方公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報……であって、公開することにより、当該法人等……に明らかに不利益を与えるもの」については、公開しないことができると規定している。

実施機関は、文書3の全部が本号に該当するとしているので、その妥当性について、文書3を構成する各項目ごとに判断する。

ア 調査の概要について

文書3の「1 調査の概要」に記録されている情報は、本件調査を実施する背景となった事情、調査目的及び調査の全体構成に関するものであって、本件調査に係る客観的な事実に関する説明に過ぎないから、これをもって、法人である本件バス事業者に関する情報が記録されていると認めることはできない。

また、本件調査が行われた事実は、文書3の存在自体から既に公知のことであると認められるから、これらの情報を公開しても、本件バス事業者に明らかな不利益を与えたとは考えられない。

したがって、調査の概要については、本号に該当しない。

イ バス利用の実態把握について

文書3の「2 バス利用の実態把握」には、実施機関が、平成8年7月に本件バス事業者が運行する18系統のバス路線を抽出して、乗客へのアンケートにより利用実態を実地調査した際の調査方法及び調査結果に関する情報が記録されている。

当該アンケート調査は、本件バス事業者の了解のもとに、調査対象バスに乗車した不特定多数の乗客を対象として実施されていることから、調査を行った事実及びその方法はあらかじめ公開されていたに等しく、ここに記録された調査方法に関する情報を公開しても、そのことによって本件バス事業者に明らかな不利益を与えることとなったとは考えられない。

また、調査結果に関する情報については、当該アンケート調査の結果から路線別利用人員を推計し、それらの乗車・降車地、利用目的、他の交通機関への乗り継ぎ状況等の利用実態を調査範囲の全域について推測したものであり、当該地域における本件バス事業者の営業実態や利用者のバス運行に対する需要性向が推定できる情報であることが認められる。

しかし、これらの情報は、ある時点における特定の路線の利用実態を推測したものに過ぎないから、公開しても、そのことによって本件バス事業者の正当な利益を害するなど、明らかな不利益を与えることとなったとはいえない。

したがって、バス利用の実態把握については、本号に該当しない。

ウ 将来バス需要予測(推計)、横浜環状鉄道整備がバス需要に与える影響の整理及び横浜環状鉄道新駅周辺におけるバス交通のあり方の検討について

文書3の「3 将来バス需要予測(推計)」,「4 横浜環状鉄道整備がバス需要に与える影響の整理」及び「5 横浜環状鉄道新駅周辺におけるバス交通のあり方の検討」には,4号線整備に伴い影響を受けると予想される本件バス事業者の沿線バス路線の現状及び将来の需要予測値並びに当該予測結果に基づくバス路線の再編案に関する情報が記録されている。

これらの情報は,将来のバス事業の経営方針に関する基礎資料となり得る情報であると考えられるから,公開すると,本件バス事業者の将来の経営方針が推測されるおそれがあり,その競争上の地位その他正当な利益を害するなど,明らかな不利益を与えるおそれがあると認められる。

なお,本件バス事業者に明らかな不利益を与えるおそれのある情報とは,現在及び将来の具体的な営業状況,需要予測値及び路線再編案の内容をいうのであって,需要予測の方法に関する一般的な説明やバス路線の再編案を策定するための一般的な検討項目に関する情報が記録されている部分は,たとえそれらを公開しても,具体的な需要予測値や路線再編案の内容を推測し得るものではないため,本号には該当しない。

以上のとおり,本件バス事業者の現在及び将来の具体的な営業状況,需要予測値及び路線再編案の内容は本号に該当するが,その余の情報は本号に該当しない。

(2) 旧条例第9条第1項第6号の該当性について

旧条例第9条第1項第6号は,「市・・・が行う・・・,検査,契約,交渉,・・・その他の事務事業に関する情報であって,公開することにより,当該事務事業の目的が損なわれると認められるもの,特定のものに明らかに利益若しくは不利益を与えると認められるもの,当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの」について公開しないことができると規定している。

実施機関は,文書3の全部が本号に該当するとして非公開としているので,次にその妥当性について,文書3を構成する各項目ごとに判断する。

ア 調査の概要について

文書3の「1 調査の概要」は,本件調査の結果として得られたバス利用実態,需要予測又は路線再編案の具体的な内容を推測させる情報を含むものではなく,本件調査の目的や全体構成に関する一般的な説明に過ぎない。

また,本件調査が実施されたことは,文書3の存在によって既に明らかになっているから,その調査の概要を公開したとしても,本件バス事業者との信頼関係が損なわれるなど,4号線と沿線バス路線との調整のための本件バス事業者との協議や,その他事務事業の円滑な執行に著しい支障が生じたとは考えられない。

したがって,調査の概要については,本号に該当しない。

イ バス利用の実態把握について

文書3の「2 バス利用の実態把握」に記録された情報は、(1)のイで述べたように、実施機関が行ったバス乗客へのアンケート調査を基に、調査範囲の全域についてバス利用実態を推計したものであり、将来のバス需要予測を行うための前提条件や基礎資料となるものであると認められる。

実施機関がこの調査を行った経緯をみると、実際に運行しているバスの乗客を対象にアンケート調査をしていることや、本件バス事業者から一定の資料の提供を受けて調査結果の精度を高めていることなどから、当時、本件バス事業者の理解と協力が得られたことにより、有効な調査の実施が可能であったことが推認できる。

このようにして得られた利用実態調査の結果を不特定の者に公開すると、本件バス事業者との信頼関係が損なわれることになり、その後の理解や協力が得られなくなるなど、4号線整備に係る事務事業の執行に支障が生じるおそれがあったことは否定できない。

他方で、調査方法に関する情報については、当該調査は、本件バス事業者の了解のもとに、調査対象バスに乗車した不特定多数の者に対して実施されていることから、調査を行ったという事実及びその方法は既に公開されているに等しく、これを公開しても本件バス事業者との信頼関係が損なわれ、又は事務事業の執行に著しい支障が生じたとは認められない。

したがって、バス利用の実態把握に記録された情報のうち、調査結果に関する情報は本号に該当するが、調査方法に関する情報は本号に該当しない。

ウ 将来バス需要予測(推計)、横浜環状鉄道整備がバス需要に与える影響の整理及び横浜環状鉄道新駅周辺におけるバス交通のあり方の検討について

文書3の「3 将来バス需要予測(推計)」、「4 横浜環状鉄道整備がバス需要に与える影響の整理」及び「5 横浜環状鉄道新駅周辺におけるバス交通のあり方の検討」には、本件バス事業者の沿線バス路線の現状及び将来の需要予測並びに当該予測結果に基因するバス路線の再編案に関する情報が記録されている。これらの情報は、将来のバス事業の経営に関する基礎資料となる情報であると認められるから、公開すると、本件バス事業者との信頼関係が損なわれ、今後の調査に支障が出るなど、事務事業の円滑な執行に著しい支障が生じたものと認められる。

なお、需要予測方法の一般的な説明や将来のバス路線再編に当たっての一般的な検討項目について述べた部分については、具体的な需要予測値や路線再編案の内容を直接推測できるものではないので、それらを公開しても、本件バス事業者との信頼関係が損なわれ、その後の事務事業の円滑な執行に著しい支障が生じたとは認められない。

したがって、本件バス事業者の沿線バス路線の現状、将来の需要予測及び当該予測結果に基因するバス路線の再編案に関する情報は本号に該当するが、その余の情報は本号に該当しない。

(3) 前記(1)及び(2)で述べた，公開しないことができる情報の具体的な部分は，別表 2 に示すとおりである。

7 結 論

以上のとおり，実施機関が，本件申立各文書のうち，文書 1 について別表 1 に示す部分を旧条例第 9 条第 1 項第 5 号に該当するとし，文書 3 について別表 2 に示す部分を旧条例第 9 条第 1 項第 2 号又は第 6 号に該当するとして，非公開とした決定は妥当であるが，その余の部分は公開すべきである。

また，実施機関が，文書 2 について旧条例第 9 条第 1 項第 5 号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく，全部を公開すべきである。

なお，本件審査請求に対する当審査会の判断は，上記に述べたとおりであるが，本件鉄道事業は，平成13年 1 月以降に既に一部区間で着工されるなど，本件非公開決定の時点からみれば，相当の事情の変化が生じている。

そこで，当審査会としては，文書 1 に記録された情報のうち，別表 1 に掲げた「4 近接構造物の検討報告書」に関する部分については，現時点でも当該構造物の管理者との協議が継続しており，なお旧条例第 9 条第 1 項第 5 号の該当性を認めることができるが，文書 1 のその余の部分は，現時点では，非公開とする理由はないと考える。

別表 1 : 文書 1 において旧条例第 9 条第 1 項第 5 号に該当し , 公開しないことが妥当と判断した部分

大項目	小項目	該当ページ
1 線路線形設計報告書	1-1 線形報告書	1ページから43ページまで
	1-2 平面座標計算書	1-2-1ページから1-2-76ページまで
	1-3 縦断線形計算書	1-3-1ページから1-3-10ページまで
2 工法検討報告書	1 検討目的	2-4ページから2-9ページまで
	3 工法検討	2-24ページから2-29ページまで
		2-31ページから2-33ページまで
	4 A区間の検討	2-36ページから2-41ページまで
		2-46ページから2-54ページまで
	5 B , C区間の検討	2-55ページから2-66ページまで
		2-78ページから2-91ページまで
2-99ページから2-105ページまで		
2-112ページから2-147ページまで		
6 その他箇所の工法検討	2-148ページから2-156ページまで	
3 本体設計報告書	2 5層2径間B 1階3径間	3-1-2ページから3-1-3ページまで
		3-1-7ページから3-1-86ページまで
	3 1層1径間	3-2-1ページから3-2-4ページまで
		3-2-9ページから3-2-25ページまで
4 近接構造物の検討報告書	1 検討概要	4-0-3ページから4-0-4ページまで
	2 第三京浜道路橋脚	4-1-2ページから4-1-6ページまで
		4-1-8ページから4-1-41ページまで
	3 中山大橋	4-2-2ページから4-2-3ページまで
		4-2-5ページ
		4-2-7ページから4-2-20ページまで
	4 下水道施設	4-3-5ページから4-3-9ページまで
		4-3-11ページから4-3-42ページまで

別表2：文書3において旧条例第9条第1項第2号及び第6号に該当し、公開しないことが妥当と判断した部分

項目	該当ページ	該当箇所	該当号
2 バス利用の実態把握	9ページ	<例：高田線（日吉～道中坂下）の場合>の部分	6号
	10ページ	表2-3中の今回調査，H7値及び比率の数値部分	6号
	11ページ	<例：高田線（日吉～道中坂下）の場合>の部分	6号
	12ページから17ページまで	全部	6号
3 将来バス需要予測	24ページ	表「鉄道配分モデルパラメータ推定結果」中のパラメータの数値及び記号部分	2号 6号
	25ページ	計算式及び結果数値の全部	2号 6号
4 横浜環境鉄道がバス需要に与える影響の整理	28ページから54ページまで	全部	2号 6号
5 横浜環状鉄道新駅周辺におけるバス交通のあり方の検討	57ページから78ページまで	全部	2号 6号
	80ページ	3) 推計結果の部分	2号 6号
	81ページから85ページまで	全部	2号 6号

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成10年8月7日	・ 諮問
平成10年8月10日	・ 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成10年9月18日 (第177回審査会)	・ 諮問の報告
平成11年8月27日 (第207回審査会)	・ 審議
平成11年9月24日 (第209回審査会)	・ 審議
平成11年10月8日 (第210回審査会)	・ 実施機関による事業説明 ・ 審議
平成11年10月22日 (第211回審査会)	・ 審議
平成11年12月8日 (第214回審査会)	・ 審議
平成12年1月14日 (第216回審査会)	・ 審議
平成12年1月28日 (第217回審査会)	・ 審議
平成12年2月25日 (第219回審査会)	・ 実施機関による処分理由の説明 ・ 審議
平成12年7月14日 (第228回審査会)	・ 審議
平成12年7月28日 (第229回審査会)	・ 審議
平成12年9月8日 (第231回審査会)	・ 審議
平成12年9月22日 (第232回審査会)	・ 審議
平成12年10月13日 (第233回審査会)	・ 部会で審議する旨決定
平成12年11月17日 (第1回審査会部会)	・ 審議
平成12年12月13日 (第2回審査会部会)	・ 審議
平成13年3月16日 (第3回審査会部会)	・ 審議
平成13年8月3日 (第8回審査会部会)	・ 審議
平成13年8月31日 (第9回審査会部会)	・ 審議

平成13年9月21日 (第10回審査会部会)	・ 審議
平成13年10月5日 (第11回審査会部会)	・ 審議
平成13年11月2日 (第12回審査会部会)	・ 審議
平成13年12月14日 (第13回審査会部会)	・ 審議
平成14年1月18日 (第14回審査会部会)	・ 審議
平成14年2月1日 (第15回審査会部会)	・ 審議